

建築士事務所の登録をされた方へ

高知県土木部建築指導課
(社)高知県建築士事務所協会

建築士事務所の開設者には、建築士法の定めるところにより、次のことが義務付けられていますので遵守して下さい。

なお、県が行う事務所の立入調査等で遵守されていないことが認められた場合には、原則として、業務停止1ヶ月以上の懲戒処分となりますのでご注意下さい。

1. 帳簿の備付け(法第24条の4第1項)・・・(注)金銭出納簿ではありません。

開設者は下記に定める事項を記載した帳簿を備え付け、各事業年度末で閉鎖し、15年間保存しなければなりません。なお、様式は定められていませんが、綴じ合わせて冊子とする必要があります。

◎記載事項

- ① 契約の年月日
- ② 契約の相手方の氏名又は名称
- ③ 業務の種類及びその概要
- ④ 業務の終了の年月日
- ⑤ 報酬の額
- ⑥ 業務に従事した建築士および建築設備士の氏名
- ⑦ 業務の一部を再委託した場合にあっては、当該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名または名称及び住所
- ⑧ 管理建築士から開設者に意見が述べられた場合は当該意見の概要

2. 図書の保存(法第24条の4第2項)

開設者は業務として作成した図書のうち下記のものについて、作成後15年間保存しなければなりません。

◎保存を要する図書

- ① 配置図、各階平面図、2面以上の立面図および2面以上の断面図
- ② 基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図および構造計算書ならびに工事監理報告書(様式1)

3. 書類の閲覧(法第24条の6)

開設者は下記のことを事務所に備え付け、設計・工事監理業務を委託しようとする者が求めた場合に、閲覧させなければなりません。

◎記載事項

- ① 建築士事務所の業務の実績
- ② 所属建築士の氏名、業務実績
- ③ 設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類
- ④ その他、業務および財務に関する書類等

4. 重要事項の説明等(第 24 条の 7)

開設者は、設計または工事監理の委託を受けたときは、契約前に管理建築士等から下記の事項を記載した書面を交付して説明しなければなりません。

なお、説明するときは、建築士の免許証または免許証明書を提示しなければなりません。

◎記載事項

- ① 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類
- ② 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法および工事監理の実施の状況に関する報告の方法
- ③ 従事する建築士氏名と資格種別
- ④ 報酬の額および支払の時期
- ⑤ 契約の解除に関する事項
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

5. 書面の交付(第 24 条の 8)

開設者は、設計または工事監理の契約後に確定した受託業務の内容を、受託者が明確に下記の事項を記載した書面に建築士事務所の開設者が記名、押印または署名をして委託者に交付しなければなりません。(ただし、契約書の中にこれらのすべての事項が記載されている場合は、改めて別途作成する必要はありません。)

◎記載事項

- ① 重要事項説明における書面の記載事項
- ② 設計または工事監理業務の種類、内容、実施期間および方法
- ③ 建築士事務所の名称および所在地
- ④ 契約の年月日
- ⑤ 契約の相手方の氏名または名称
- ⑥ 業務に従事する建築士および建築設備士の氏名
- ⑦ 設計または工事監理の概要ならびに受託者の氏名または名称および住所

6. 設計等の業務に関する報告書(第 23 条の 6)

開設者は、下記の事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、事業年度ごとに都道府県知事に提出しなければなりません。(第 6 号の 2 書式)

◎報告内容

- ① 事業年度ごとの事務所の業務実績
- ② 所属する建築士の氏名とその業務実績、資格の種別と登録番号、法定講習の受講履歴、管理建築士ある場合はその旨
- ③ 当該事業年度内に管理建築士から開設者に対しなされた意見の概要

7. 標識の掲示(法第 24 条の 5)

建築士事務所は、公衆の見やすい場所に国土交通省令で定める標識を掲げなければなりません。(様式2)

8. 管理建築士

建築士事務所には専任の管理建築士を置かなければなりません。

また、建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければなりません。

* 専任とは・・・

事務所に常勤し、専ら事務所を管理する必要があり、開設者に使用される管理建築士の場合、開設者との間に継続的な雇用関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中は、その事務所に勤務し得るものでなければならない。

9. 問合わせ先

高知県土木部建築指導課(高知市丸ノ内1丁目 2-20 088-823-9891)

(社)高知県建築士事務所協会(高知市本町 4 丁目 2-15 088-825-1231)

用紙類の取扱

- 建築士事務所登録申請書 ●建築士事務所登録事項変更届 ●建築士事務所業務廃止届(無料)
- 建築士事務所登録標識板 ●業務記録台帳(20 枚綴) ●工事監理報告書(20 枚綴)
- 四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書

登録申請手数料

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

- 一級建築士事務所登録・・・・・・15,000 円
- 二級建築士事務所登録・・・・・・10,000 円
- 木造建築士事務所登録・・・・・・10,000 円

